

## 第200回 教育研究評議会 要録

日時 令和3年10月20日(水) 13時00分～15時33分  
場所 遠隔会議：Z棟R01室, 各研究室等  
出席者 今岡学長, 藤原理事, 小路田理事, 小川理事, 野村理事, 平井理事, 河本副学長, 黒子副学長, 高須副学長, 安田副学長, 遊佐副学長, 才協副学長, 中山文学部長, 山内理学部長, 中山生活環境学部長, 渡邊人間文化総合科学研究科長, 藤田工学部設置準備室会議議長, 石崎評議員, 鈴木広光評議員, 酒井評議員, 柳沢評議員, 鈴木則子評議員, 高田評議員, 柳澤評議員, 久保評議員  
列席者 三野監事, 福田監事, 岩阪事務局次長／総務・企画課長, 桑原国際課長, 川村研究協力課長, 林財務課長, 岩田施設企画課長, 鱸学務課長, 西村学生生活課長, 早川入試課長, 横井学術情報課長

議事に先立ち, 前回の記録を確認。

柳澤評議員から, 自身の発言に関する記載箇所について意見があり, これを修正した。

### I 審議事項

#### 1. 学内諸規程等の制定等について

##### (1) 法人統合に係る規程制定及び一部改正について

総務・企画課長から, 資料1-1～1-10及び参考資料1により説明があり, 審議の結果, 一部文言の検討を行うこととした上で承認し, 11月以降の役員会へ付議することとした。なお, 審議に際して以下の意見等があった。

高田評議員から, 資料1-1第5条第2項「機構に, 大学の長としての職務を行う理事を置くことができる」の記載について, 「できる」規定だと大学の長を置かないこともできると読めてしまうため, 理事長が大学総括理事を兼ねる場合であっても「置く」と定めてはとの意見があり, 小路田理事から, 大学総括理事の配置は置く場合も置かない場合も有り得る旨が法律で定められている旨の発言があった。

高田評議員から, 「理事長が別に定める」との記載について, 理事長が全てを決定することができることとなるとの意見があり, 学長から, 国立大学法人法に決定に際しての権限と責任について明記されており, 法の趣旨に添ったものである旨の発言があった。

酒井評議員から, 連携教育に関する事項は教育研究評議会ではなく, 連携教育開発センターで審議が行われることになるのかとの質問があり, 小路田理事から, 教育研究評議会の審議事項に連携教育に関することも含まれる旨の回答があった。また, 酒井評議員から, 奈良カレッジズ連携推進センターで, 奈良教育大学の連携教育を扱うのかとの質問があり, 小路田理事から, 内容により判断することとなるが, 連携教育開発センターと奈良カレッジズ連携推進センターで重なる審議事項も有り得る旨の回答があった。

石崎評議員から, 資料1-1第11条第1項「重要事項を審議するため, 大学に教育研究評議会を置く」の記載について, 現行の学則「重要事項を審議する機関として, 本学に教育研究評議会を置く」と異なっていることについて質問があり, 小路田理事から, 第10条第1項の経営協議会に関する定めは「重要事項を審議する機関として」となっているため, 記載内容を統一する旨の回答があった。

酒井評議員及び石崎評議員から, 資料1-5第8条及び第9条「講座を置くことができる」の記載における講座の位置づけについて質問があり, 小路田理事より, 現状に合わせて記載を変更する旨の回答があった。

酒井評議員から, 奈良教育大学との図書館の共同運用について質問があり, 学長から, 相互乗り入れは考えられるが1つの組織とすることは今のところ考えていない旨の回答があった。この回答に対して, 酒井評議員から, 学生のアンケートで蔵書の少なさが不満としてあがっており, その点について奈良教

育大学との連携も考えていただきたいとの発言があった。

酒井評議員から、やまと共創郷育センターを廃止することについて、今後、地域志向科目の扱いはどのようになるのかとの質問があり、学長から、授業の部分は学務に、地域貢献の部分は奈良カレッジ連携推進センターで扱うこととなり、地域志向科目の枠組みは残る旨の回答があった。

酒井評議員から、資料1-6第65条の連携開設科目の履修における「学部は、教育上有益と認めるときは」の記載について、学部の教授会で判断するのかとの質問があり、小川理事から、現時点では未確定であり、今後、検討する旨の回答があった。

高田評議員から、資料1-7第2条の評議員の組織について、工学部からも2名選出することは、教員数に比してアンバランスになるのではとの意見があり、学長から、今後、検討の余地がある旨の発言があった。

酒井評議員から、資料1-7第2条第十号「(学部設置準備室会議が組織された場合を含む。)」の記載について、表現が分かりにくいとの意見があり、小路田理事から、検討する旨の発言があった。

柳沢評議員から、資料1-7第3条の審議事項において、現行「経営に関する事項を除く」の記載が省かれ、新規「教育研究に関するもの」と表現されていることの違いについて質問があり、学長から、表現が変わっているだけで内容に変更はない旨の回答があった。

理学部長から、資料1-10について、従前の諸規則についても定義が変更されるのかとの質問があり、総務・企画課長から、附則に「この規程の施行日前に制定された学内規則は、なお従前の例によることができる。」としているとの回答があった。

#### (2) 奈良女子大学博士後期課程学生支援 SGC+ (Shattering the Glass Ceiling and Beyond) プロジェクト 取扱要項の制定について

遊佐副学長から、資料2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和3年9月18日付けで適用することとした。

酒井評議員から、プロジェクト採択者が休学した場合の取扱いについて質問があり、遊佐副学長から、休学期間中は支援が行われないうこと、期間中に復学した場合は、JST へ個別相談することとなる旨の回答があった。

#### (3) 奈良女子大学博士後期課程学生支援 SGC+ (Shattering the Glass Ceiling and Beyond) プロジェクト 運営委員会規則の制定について

遊佐副学長から、資料3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和3年9月18日付けで適用することとした。

#### (4) 奈良女子大学博士後期課程学生支援 SGC+ (Shattering the Glass Ceiling and Beyond) プロジェクト・ メンターチーム規則の制定について

遊佐副学長から、資料4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和3年9月18日付けで適用することとした。

#### (5) 奈良女子大学キャリア開発支援本部運営要項の一部改正について

遊佐副学長から、資料5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和3年9月18日付けで適用することとした。

#### (6) 奈良女子大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要項の制定について

学務課長から、資料6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和3年4月1日付けで適用することとした。また、今回の要項の制定により学内におけるプログラムを確立し、今年度の教育実績をもって来年度に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」認定制度に申請する旨の説明があった。

## 2. 奈良教育大学との連携教育について

学務課長から、資料7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

久保評議員から、15コマで1単位の演習科目という位置づけになるのかとの質問があり、小川理事から、演習科目ではなく、15コマの内8コマを受講することで1単位が認定される旨の回答があった。この回答に対して、酒井評議員から、仮に15コマ履修しても1単位ということが、単位認定の方法として認められるのかとの質問があり、小川理事から、確認する旨の回答があった。さらに、高田評議員から、授業科目として単位を認定するということは1つの科目として完結しているストーリー性が必要であり、ランダムに8科目を履修するというのであれば、シラバスの作成時にストーリー性に留意する必要がある旨の意見があり、小川理事から各コマを受講した学生にその関連性をレポートに記載することなどを考えている旨の発言があった。

高田評議員から、2回生以上の学生の履修が可能なかどうかについて質問があり、学務課長から、在学生適用の科目とし、すべての学生が履修できる旨の回答があった。

## 3. その他

なし

## II 報告事項

### 1. 第76回経営協議会及び第286・287回役員会について

学長から、資料8により報告があった。

### 2. 国立大学協会近畿地区支部会議について

学長から、資料9により、国立大学協会近畿地区支部会議において、国立大学改革の推進等の予算に関する事、新型コロナワクチンの大学拠点接種の状況に関する事、科学技術基本法の振興対象に「人文科学のみに係る科学技術」を含めるものとする改正に関する事の説明があったこと等について報告があった。

### 3. お茶の水女子大学との協定締結について

小路田理事から、お茶の水女子大学と令和4年4月から令和10年3月まで有効な協定を締結する方向で調整を進めており、年明けの教育研究評議会において承認を得たい旨の報告があった。

### 4. 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「書面調査シート」及び「研究業績水準判定結果」について

小路田理事から、資料10-1～10-2により、第3期中期目標期間における中間評価結果について報告があった。第3期中期目標期間の最終評価時には中期計画の判定における評点を上げるためには優れた点を記載しなければならないこと、研究業績水準判定結果では社会、経済、文化的意義のSS評価が認められなかった点について大学として検討が必要であるとの発言があった。

### 5. 第4期中期目標・中期計画の素案の修正について

小路田理事から、資料11により報告があり、文部科学省からの問い合わせに対する素案の修正について報告があった。また、第4期中期目標・中期計画の作成までの今後の流れについて説明があった。

### 6. 「大学生活の満足度及び学修成果に関する学生自身の到達度の評価」をみる調査報告書について

小路田理事から、資料12により報告があった。従来、満足度調査としていたものをFD推進委員会の学士力アンケートと融合させ、対象を卒業・修了予定生から全学生に広げたことの説明があった。

7. 令和3年度科学研究費助成事業応募・採択状況について  
研究協力課長から、資料13により報告があった。

8. 各室等からの報告について  
なし

9. その他

生活環境学部長から、FD推進室が行った教養教育に関する学生アンケートについて、生活環境学部教授会において意見交換を実施し、取りまとめた要望事項について報告したい旨の発言があり、学長から、しかるべき室や委員会で議論した内容が学長にあがってくるようであれば、その際に報告を受ける旨の発言があった。

以 上